１．商　品　名	職域サポートローン
２．対　象　者	(1) 原則として、当金庫の本支店所在地の近隣にお住まいか、近隣の事業所にお勤めで安定した収入の見込まれる方 (2) 当金庫の会員となれる方 ｱ　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ｲ　当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ｳ　当金庫の地区内に事業所を有する者の役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっていただかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは係員または当金庫本支店の店頭窓口でお問い合わせください。 (3) 一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
３．資金使途	(1)自動車関連、教育関連、住宅･リフォーム関連資金 (2)自動車関連、教育関連、住宅･リフォーム関連を使途として借入れた無担保ローンの借換資金(金融機関、信販会社の借換のみ。消費者金融からの借換は不可)
４．融資限度額	1,000 万円以内
５．融資期間	3 カ月以上 15 年以内
６．利　　率	当金庫所定の利率を適用させていただきます (変動金利：城南短期プライムレート年２回見直型)
７．返済方法	(1) 毎月元金均等返済または毎月元利均等返済及び元利均等ボーナス併用返済 ※但し、ボーナス返済分の元金は融資額の 50%までとします。 (2) 6 カ月以内の元金据置が可能です。
８．保証人 担　　保	一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。
９．保証料 手数料	(1) 一般社団法人しんきん保証基金の保証料は利率に含めて、毎月お支払いいただきます。 (2) ご融資条件の変更等に際しては、手数料が必要となります。詳しくは、各種手数料一覧をご覧ください。 (3) 取扱手数料として 11,000 円（消費税等含む）をお支払いただきます。
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	(苦情処理措置) 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統轄部(9 時～17 時、電話：03-5434-6521)にお申し出ください。 (紛争解決措置) 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統轄部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から上記の東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統轄部にお問い合わせください。
11. その他参考となる事項	(1) お申込に際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2) ご融資した資金は、お支払先への振込みをお願いします。 (3) 団体信用生命保険の付保対象外となります。 (4) 現在の利率、返済額の試算等詳しい内容につきましては、係員または当金庫本支店の店頭窓口でお問い合わせください。